

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 議 会 事 務 局 | 4 |
| 市 長 公 室 | 5 |
| 総 務 局 | 8 |
| 財 政 局 | 9 |
| 市 民 生 活 局 | 11 |
| 健 康 福 祉 局 | 14 |
| 環 境 局 | 20 |
| 農 政 経 済 局 | 22 |
| 都 市 局 | 26 |
| 建 設 局 | 28 |
| 下 水 道 局 | 30 |
| 姫路駅周辺整備本部 | 31 |
| 水 道 局 | 32 |
| 消 防 局 | 34 |
| 教 育 委 員 会 | 35 |
| 監 査 事 務 局 | 39 |

2011年10月10日

姫路市長 石見利勝様

日本共産党姫路市議員団
団長 大脇和代

2012年度予算編成に対する要望書

戦後最悪の大震災と原発事故は、国民の意識に大きな変化をもたらしました。電力会社、政治家、マスメディア等によってつくられた原発の「安全神話」が崩壊したのです。国民は真実と情報の公開を求め、危険な原発から自然エネルギーへの転換を真剣に考え、人々を孤立させる「自己責任論」より「社会的連帯」を模索しようとしています。

期待された民主党政権は、沖縄の基地問題、震災・原発への対応等々で国民との矛盾が拡大し、鳩山、菅首相と相次いで辞任に追い込まれました。さらに野田首相は、子ども手当や高校授業料無償化など民主党の看板政策を廃止または見直し、TPP・水産特区推進はじめ、法人税減税など今後の税制改定も民自公の3党協議ですすめようとしています。

「個人的」発言としながらも原発からの撤退を宣言した菅元首相に対し、野田首相は、国民の顔色を伺いつつも、「日本は原子力発電の安全性を世界最高水準に高める」と国連で原発推進路線を表明する等、軸足は財界とアメリカにおいており、従来の自公政治と何ら変わりません。

国も地方自治体も、食料・エネルギー・介護等での地産地消の推進で仕事の確保にとりくめば、持続可能な社会の実現は可能です。しかし姫路市においては、市域が広がったにもかかわらず行革による職員削減を押し進め、その影響はさまざまな形で市民生活に及んでいます。台風12号による集中豪雨では、緊

急避難の対応等、問題や不安が多数確認されたところであり、市民のいのちを最優先する市政への転換が求められています。

また埋め立てやごみ処理は自治体の責任であるにもかかわらず、「エコパークあぼし」の爆発事故においては、姫路市は市の過失を認めず、業者にのみ責任を押しつけようとしています。企業の責任は求めながらも、姫路市は原点に立ち返り、住民のいのちと暮らし、安全・安心に対し、責任を果たすべきではないでしょうか。

日本共産党姫路市議団は、アンケートや懇談会等で寄せられた数々の切実な願いを受け止め、市民のくらし・福祉・教育を守る予算編成を求めて、具体的に提案をさせていただきます。

議 会 事 務 局

1. 議会報については個人の質問ごとに、議員名の記載等、改善・充実をすること。
2. 各委員会傍聴者用の資料を配布すること。
3. ケーブルテレビの委員会中継を行うなど議会中継を充実すること。
4. 議事録をもっと早く完成すること。
5. 決算委員会の領収書等は閲覧日を設けること。

市長公室

1. 市民主役、市民参画を前進させるため、市民と直接対話、公聴の機会を充実発展させるため、市長と対話できる市民の日を創設すること。
2. 憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法9条を守り抜くため、非核平和宣言都市として最大限の取り組みを行うとともに、今こそ憲法を暮らしに生かす地方自治の推進をはかること。
3. 非核平和宣言都市として、以下のことをおこなうこと。
 - ① 市町境界の主要道路、姫路駅、城周辺、姫路港などに、非核平和都市であることを示す「広報塔」を設置すること。
 - ② 市民会館・センター、公民館など、公共施設に非核平和都市宣言記念碑文の複製を設置すること。
 - ③ 姫路港に「非核神戸方式」をとりいれるよう県に申し入れること。
 - ④ 平和市長会議の加盟を周知し、記念行事を行なうこと。
 - ⑤ 都筑平和賞を創設し、平和運動の貢献者を顕彰することによって、平和を願い行動する人を支援し、平和への協同の取り組みを広げること。
 - ⑥ 手柄山中央公園を平和公園に名称変更し、市内外に平和を発信すること。
4. 自衛隊の海外派兵に反対し、市民の安全を守るため、地方自治体と市民に戦争協力を義務付ける有事法制等の発動を許さないこと。
5. 災害等危機発生に対しては、市民の安全・安心を守るために危機管理マニュアルに従って迅速な対応を行い、情報伝達手段の改善を図ること。
6. 交差点の安全を確保するために、市内全交差点の総点検をはかり、信号機の設置及び、交通標識の改善を早急におこない、特に盲人用信号機の拡充改善をはかること。
7. 東日本大震災の教訓を生かし、姫路市地域防災計画の見直しを進めること。
 - ① 防災意識向上のため、啓発活動を充実し、推進すること

- ② 情報伝達手段の改善を行うこと
- ③ 町別単位の「要援護者避難マニュアル」を作成するため、指導・援助を行うこと。
- ④ 町別単位の「ハザードマップ」を住民参加で作成すること
- ⑤ 避難所開設時の体制強化をはかること。

8. 水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。及び、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し、改善対策をはかること。

9. 山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県につよく働きかけること。

また、関係資料、情報公開を関係機関に要求すること。

10. 要援護者の避難計画を策定し、緊急避難所についてはバリアフリー化をおこなうとともに、福祉避難所を指定すること。

11. 東日本大震災の教訓を生かし、また異常気象に対応できるよう、姫路市地域防災計画を見直すこと。

12. 18歳以上に選挙権をあたえるよう国に要望すること。

13. 永住外国人（特別永住資格を含む）に地方参政権を与えるよう国に求めること。

14. 住民と力をあわせ、地域の特色を活かしたまちづくり計画を小学校単位などで練り上げ、住民本位の総合的なまちづくりを推進すること。

15. 監査委員の選出に当たっては、より公正・中立・透明度の高い審査をめざすため、民間から弁護士・会計士など専門家を加えること。

16. 監査の結果を尊重し、積極的な改善にとりくむこと。

17. 教育委員、公平委員の選出にあたっては、専門性を尊重しながら、市民に開かれた委員会をめざすため、公募制の導入を推進すること。

18. 公益通報制度の有効活用をはかるとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。

19. 地域事務所の空きスペースは、地域住民の要望に基づき、有効活用を図る

こと。

20. 勤労青少年寮跡地は、地元の福祉・文化向上のセンターとなるようとりくむこと。

総務局

1. 公務員労働者の生活を直撃し、民間の賃下げ推進につながる、職員の賃金引下げはおこなわないこと。
2. 臨時職員は一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
3. 職員定数の完全充足をはかり、長期出張者・休職者の代替配置をおこなうなど職員の労働強化と、市民サービス低下にならない措置を講じること。
4. 職員の健康・快適な職場環境形成のため法令に基づく産業医を配置すること。
5. 非正規職員の時間給を1000円以上に引き上げる等、待遇改善をはかること。
6. 職員の市民サービス向上・不祥事防止のため職員倫理条例の制定や、適切な研修を行うとともに、採用・昇格にあたっては透明度を高めるためのシステムを検討すること。
7. 職員・退職者の人事にあたっては外郭団体を含め、現場を調査し適正な人数・人材配置をおこなうこと。
8. 女性を管理職に積極的に登用すること。当面24年度までに12%目標を達成できるよう推進すること。

財 政 局

1. 国民生活を圧迫する国の各種公共料金値上げに反対するとともに、市の公共料金値上げもおこなわないこと。
2. 談合・不正を生む入札制度の改善と、地元中小企業優先の条件付き一般競争入札を拡大し、民主的で公平・透明な入札制度を確立すること。
3. 低入札価格競争による下請け業者、労働者への、しわ寄せを防止する入札制度改善を行うこと。
4. 消費税の税率引き上げを許さず、食料品非課税を政府に強く要求すること。
5. 古民家を一般公開する等、地域の観光・交流等に資する場合は、一定の基準を設け、固定資産税を減免し古民家の保存を支援すること。
6. 地価公示価格の70%まで引き上げた固定資産税の評価替えの抜本の見直しをおこない、市民負担の軽減をはかること。
7. 姫路バイパス高架下有料駐車場については、国有資産等所在市交付金の対象とすること。
8. 国有資産等所在市交付金の交付もれがないよう現状を把握し、確実に実施させること。
9. 地方債の借り換えや繰り上げ償還によって、利払いの節減につとめること。
10. 市内中小零細企業への発注状況を把握し、市内中小零細企業への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。
11. 市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、市長が最低賃金を定め、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。
12. 姫路警察署跡地の活用については、まちづくりや観光など幅広い観点から市民的議論を行い、検討を進めること。
13. 市営住宅の室内改修等、130万円以下の修繕工事については、入札参加資格のない地元業者が直接入札に参加のできる小規模登録制度の設置を図る

こと。

14. 住民犠牲の自治体リストラ「行財政改革プラン」の推進をやめ、憲法が定める「地方自治の本旨」にもとづき真に住民本位の市政推進につとめること。
15. 社会福祉事業団などの外郭団体職員の労働条件を改善すること。
16. 指定管理者制度導入にあたっては、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性等、十分に配慮して対応すること。

市民生活局

1. 改訂男女共同参画プランの期限切れにあたり、新たなプランを策定し、男女平等条例を制定すること。
2. DV法にもとづき、配偶者暴力相談支援センターの設置をはかり、被害者の救済と自立支援をきめ細やかな対応を行うとともに、加害者更生のための取り組みを国に要求すること。
3. 文化センターなど文化施設の改修・新設については、在野の文化団体の意見を聴取するシステムを実現すること。
4. スポーツ施設の申し込みは半年前から予約できるよう改善すること。
5. 増加する多重債務者に対応するため、市民相談窓口で専門の相談員を増やすなど充実をはかること。
6. 地域改善特措法の終了にともない、地区総合センターの職員配置の見直しなど全ての特別対策事業は廃止すること。
7. 各種審議会の公募市民の割合を50%まで広げていくこと。
8. 既存の施設の改修、改造もふくめ、低料金の使いやすい防音の音楽・文化・芸術レッスン場などの施設を増設すること。
9. 「市民の自主性・創造性の尊重」「すべての市民が等しく文化的環境で暮らす権利」などの理念を持った「姫路市文化振興条例」を早期に制定すること。
10. 文化芸術団体の情報交換、情報発信、各種会議等ができる（仮称）「文化芸術活動交流センター」を設置すること。
11. 各種審議会委員には、公募もふくめて女性の選任比率を高めること。当面、平成24年度までに30%目標を達成できるよう推進すること。
12. 年齢で差別する「後期高齢者医療制度」を即時廃止し75歳以上の医療費を無料化するよう政府に強く働きかけること。
13. 70歳以上の医療費負担は1割を継続するよう国に求めること。
14. 特定健診の受診率向上のため4月から受診できるようにすること。

15. 市の乳幼児医療費助成制度は通院・入院とも、中学校3年生まで無料化すること。
国・県に対し、子どもの医療費を義務教育終了まで完全無料化するよう強く要求すること。
16. 高齢者、乳幼児、重度障害者（児）、母子家庭の入院給食費助成制度を復活させること。
17. 個人情報漏洩など、問題のある住民基本台帳ネットワークシステムの安全対策には万全を期すこと。
18. 来庁者への窓口対応を一層改善すること。また、市民サービス向上のため、各地域事務所・支所・出張所などに住民票等自動交付機を増設すること。
19. 市の施設の利用申し込みについては、地域事務所・支所・出張所等の施設の窓口からでも受付申し込みを可能にすること。
20. 国民健康保険料を引き下げのために、つぎの措置を講じること。
 - ① 国にたいして補助率を、元に戻すよう強く要求すること。
あわせて県補助金の大幅増額を求めること。
 - ② 一般会計からの繰り入れは保険基盤安定繰り入れ金等、きめられたものだけでなく、実態に即して保険料が下がるように大幅繰り入れをおこなうこと。
 - ③ 国保料の限度額の引き上げはおこなわないこと。
21. 国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。
22. 国保料については議会の審議にかけて決定するよう制度改正をおこなうこと。
23. 国保運営協議会の委員の選出にあたっては公募制を採用し、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
24. 国保料の減免制度をいっそう拡充し、国保の「一部負担金減免制度」の周知徹底と運用改善をはかること。
25. 国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ

最低加入期間の引き下げ、最低保障年金制度の創設を国にもとめること。

26. 国民年金免除対象者に対し、免除申請の指導を強め、無年金者をなくすよう努力すること。

健康福祉局

1. 障害者自立支援法廃止後の新法制定に向けては、障害者権利条約と障害者自立支援法違憲訴訟団の基本合意に基づくなど障害者制度改革推進会議の「骨格提言」に沿って進めるよう国に要望すること。
2. 休日・夜間急病センターの医師確保のため、待遇改善や姫路医療センターへの産科復活等、国・県に働きかけ、独自の支援を行うこと。
3. 新型インフルエンザ対策は医療機関など関係機関と連携を図り万全を期すこと。
4. 難病特定疾患医療費について全額公費負担制度を復活するよう国に要求すること。「完全無料制」の復活を県に要求するとともに、市単独でも実施すること。
5. ガン健診の受診率向上のため大腸ガン検診は医療機関への委託制度を創設すること。
6. 妊婦健康診査費助成事業は拡充を図ること。
7. 災害見舞金について周知徹底をはかるとともに床上浸水など支給額を引き上げること。及び市独自の住宅再建・補修支援など特別融資制度を創設すること。
8. 保健所の機能の充実をはかるとともに、保健師等専門職の増員を行い、食の安全確保など検査・相談体制を強化すること。
9. 保健福祉サービスセンターの本来の目的を果たすため、十分な活用をはかること。
10. 公共施設等の障害者駐車スペースはカラー舗装にすること。
11. はり、きゅう、マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。
12. 高齢者バス等優待乗車制度を堅持し、タクシーにも適用を拡大すること。
13. 福祉タクシー制度の助成額はタクシー料金とリンクさせ、1乗車1枚使用をやめ、自由に使えるようにすること。

14. 介護保険制度について、つぎの事項を国に要求すること。

- ① 国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。
- ② 保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げはおこなわないこと。
- ③ 軽度の要介護者をサービスから排除せず、介護予防も含め、高齢者の生活の質の向上をはかる見直しをおこなうこと。
- ④ 特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、施設建設を促進すること。
- ⑤ 介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善をはかること。
- ⑥ 各施設利用費の日割り計算の廃止を国に求めること。

15. 介護保険事業推進にあたって、つぎの措置をとること。

- ① 保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充をはかること。
- ② 介護認定にあたっては、高齢者の生活実態をよく反映すること。要介護者の認定を早くと確におこなうとともに、苦情相談窓口を増やすこと。
- ③ 入所待機者の増加と認知症老人に対処するため、ショートステイ・特養ホーム・グループホームなどを増設すること。
- ④ ペナルティーによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がでないよう改善をはかること。
- ⑤ 住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。
- ⑥ 食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の減免制度を確立すること。
- ⑦ 要支援1、2、要介護1の方に対する福祉用具レンタル廃止制度に反対し、復活を求めるとともに、市独自の対策を確立すること。
- ⑧ 民間委託した地域包括支援センターについては行政としての責任を明確にし、配置基準・委託料の引き上げなど改善を図ること。
- ⑨ お達者教室の送迎体制を整えるなど介護予防事業の充実を図ること。
- ⑩ 独居高齢者介護加算の申請時に住民票添付をやめるなど改善すること。

- ⑪ 利用者のサービス低下を招く「介護予防・日常生活支援総合事業」は、実施しないこと。
16. 新型インフルエンザ等で市の指導で休業した高齢者・障害者施設には休業補償を行なうこと。
17. 在宅高齢者介護手当は堅持すること。
18. 「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念にもとづいて、「こども・子育て新システム導入」に反対し、保育の公的責任を果たすこと。
19. 保育所職員の最低配置基準を見直し、増員をはかるよう国に要求すること。
20. 認可保育所については保育単価を引き上げるとともに、夜間・休日実施園については、運営費助成を増額すること。
21. 私立保育所への補助金の増額をはかること。
22. 児童虐待防止のため、相談・支援活動の充実をはかるとともに各機関の充実・連携強化をはかること。
23. 児童センターを増設し、終了時間を延長すること。
24. 軽度発達障害を持つ子どもを保育する制度の創設と予算措置をはかること。
25. 障害者作業所の設置や運営について補助金等、継続・拡充をはかること。
26. 生活保護の申請が急増している事態に対し、国の国庫負担率堅持をはじめ、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立すること。
- ① 受給を求める市民には、申請用紙を窓口置き、申請しやすくすること。
- ② 申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことをやめること。
- ③ 緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。
- ④ 老齢加算廃止の復活を、国に対して強く求めること。
- ⑤ 国の通達にもとづき、エアコン設置のための借入金は所得に加算しないこと。
- ⑥ 医療券の制度を改め、医療証を発行すること。
- ⑦ ケースワーカーの配置については国基準を守ること。
27. ホームレスへの支援については、「ホームレスの自立支援等に関する基本方

針の告示について」の厚労省局長通達に基づき、生活保護の適用を図っていくなど支援を強めること。

28. 「成年後見制度」は助成制度をつくるなど、利用しやすくすること。
29. 好古園などの市の施設入場料は、要介護者の介助員を無料にすること。
30. 石綿（アスベスト）の健康被害対策は
 - ① 石綿製品関連企業の従業員のみならず、近隣で生活及び勤務していた人などの健康被害が広範囲にわたることから、市の相談窓口を継続し充実するとともに、病院や保健所での健康診断等の体制をとること。
 - ② 石綿製品の製造及び使用した企業・事業所を調査し、作業従事者や周辺住民等の健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。
31. 過去に石綿製品を使用した建物等の撤去・廃棄作業や、港湾などで石綿輸出品取り扱いに従事した労働者やその家族、近隣の住民についても健康被害調査を行うとともに相談体制をつくること。
32. 貯水槽水道の検査は100%実施すること。
33. 社会福祉法人をはじめ補助金を出しているところには、監査体制を強化し厳正な監査を行うこと。
34. JRの高架駅（野里駅・京口）山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベーターの設置、各駅の有人化と接続時間の短縮（網干～飾磨線）、自転車もちこみ時間帯導入などの乗客サービス向上のため施策の拡充を要求すること。
35. 学童保育は児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。
 - ① 生活の場として安全と休息、遊びを保障するための施設の基準をつくること。
 - ② 運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校のすべてで実施すること。
 - ③ 希望のある児童は高学年も受け入れ、当面40人を1クラスとし40人を超える場合は第二学童を開設すること。
 - ④ 指導員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。
 - ⑤ 指導員は市の職員とし、公募をおこなうとともに、時間給の増額をはか

ること。

- ⑥ 保育時間と指導員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。
- ⑦ 共同保育所も市の施設同様、援助をおこなうこと。

環 境 局

1. 原発からの撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電などを普及させるため、国・県に助成を求めるとともに、市として助成の拡充をはかること。
また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電を設置すること。
2. 原発からの段階的撤退を国に求めるとともに、市独自で再生可能エネルギーの活用をはかること。
3. 姫路市環境アセスメント条例を制定すること。
4. 市内の環境調査については、大気・土壌・水質の調査地点を増やすとともに、海水・海底の調査も複数の箇所でおこない、年に最低一度は市民にわかりやすく公表すること。
5. 公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政をすすめること。
同時に、全ての環境に関わる情報の公開をおこなうこと。
6. 降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1km²当たり月3トン）」を厳守させること。
7. 市内の工場、及び車両等の排出するCO²を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。
8. 市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
9. CO²削減のためノー・マイカーデーの職員参加率を引上げ、企業にも呼びかけること。
10. 民間の住宅・事務所・店舗の石綿除去等への融資・利子補給、住宅の調査費用や工事への助成制度を国・県に求めるとともに市独自でもおこなうこと。

11. 石綿被害の拡大防止対策は

- ① 石綿製品の納入先、石綿製品を使用した建物、施設、設備等の実態を調査・把握し公表すること。
- ② 石綿使用の建物、施設、設備等の解体及び、更新時の健康被害防止対策を講ずること。

12. 市川美化センターの焼却炉から発生するダイオキシン類を削減すること。

できるだけ早い時期に厚労省基準（0.1ナノグラム）の達成をめざすこと。

13. エコパークあほしの爆発事故にかかわって、次の事項に早急に取り組むこと。

- ① 市は発注者として、被害者への補償や社会復帰を支援する等、誠意を尽くし責任を果たすこと。
- ② 早期に10平方メートルメッシュで土壌の徹底調査を行い、さらなる安全対策をはかること。
- ③ 焼却施設の今後の運営について環境監視委員に専門家を加え、メタンの状況だけでなく、有害物質の測定結果等を公表し、住民の意見も聴取できる体制をとること。
- ④ 健康増進施設のオープンにあたっては、あらためて住民説明会をおこない、安全対策を明らかにし、市民合意の上で進めること。

14. 環境楽習センターは環境についての総合的な学習施設にするとともに、市民参画でリサイクル推進について実践・研究に取り組める施設になるよう地域の指定管理者への指導支援を行うこと。

15. 市として産業廃棄物の排出実態の調査と規制の強化、改善勧告など環境行政を強化すること。

16. リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境アセスメントを継続し、情報公開と住民参画によって、環境保全、住民の安全と健康を守ること。

17. くれさかなど、焼却施設は一極集中ではなく、環境やコストの面からも分散型で維持すること

18. 循環型社会をめざすため、電動式ゴミ処理器以外にも購入助成対象を拡大

すること。

19. 空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任でおこなわせるよう国に強く求めるとともに、市独自の条例をつくること。
20. 自治会・子ども会など地域団体が行なっている資源ゴミ収集への助成金を引き上げること。
21. 事務系の紙などをはじめとする廃棄物の減量化、ゴミの分別徹底、資源化および再利用の推進を企業責任で実施するよう行政指導を強めること。
22. ゴミステーションを安全な場所に設置するために、用地確保への助成をおこなうとともに、ステーション整備について、原材料だけでなく助成金を支出すること。
23. ゴミ・廃棄物の不法投棄防止の行政指導をおこない、パトロールを強化すること。
24. 中部衛生センターの廃止設備を早期に撤去し、跡地に住民が利用できる施設を整備すること。
25. 砂浜など、自然環境の保全をすすめるため積極的な施策をすすめること。
大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。

農 政 経 済 局

1. 市内の企業に対し、不安定雇用の拡大に歯止めをかけ、市内の非正規労働者の実態を調査し、正規と非正規労働者の「均等待遇」のルール確立を国に求めること。
2. 労働者派遣法を、原則自由化にした1999年以前にもどし、労働者派遣法を抜本的に改正するよう国に求めること。
3. 市の企業立地促進条例によって助成をうけた企業には正規雇用を原則として、地域の雇用と経済に責任を負うよう指導すること。
4. サービス残業を根絶させ、新規採用など、仕事量に見合う雇用を確保するよう市内企業に要請すること。
5. 就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やし、企業・事業所にも要請するとともに、市としても公的就労機会を拡大すること。
6. 労働組合地域センターへの助成、及び各種審議会等の選出にあたっては、全ての労働団体から公平におこなうこと。
7. 新日鉄広畑製鉄所構内外・関電構内・出光製油所跡地などの未利用地は、平和・無公害産業で労働条件悪化をもたらさない企業や公共施設を誘致し、地元雇用を拡大するよう要求すること。
8. 市内の中小零細業者の実態を把握し、中小企業振興条例を制定すること。
9. 市内の中小零細業者の営業とくらしをまもるために特別の「相談窓口」を設置し、多重債務者・融資の斡旋・下請け業者の保護・官公需の紹介などの対策を強化すること。
10. 中小企業センターを設置し、経営相談や技術・技能上の問題解決のため、経営技術・下請け・OAの相談指導や交流など総合的に行えるようにすること。
11. 無担保・無保証人融資制度の限度額を引き上げ、貸し付け期間を延長するとともに、中小業者がより利用しやすいよう改善すること。

12. 緊急に資金を必要とする事業者が簡便な手続きで利用できる「超小口直貸し融資」制度をつくること。
13. 地域経済対策のため、住宅リフォーム助成制度を創設し、地元中小零細業者の育成につとめること。
14. 中心市街地活性化計画に基づいてその振興をはかること。
15. 地場産業振興のため、中核的役割を担う西播地域地場産業振興センターを支援し、皮革関連及び鎖・ナットなど地元産業の技術・デザインの向上、新商品・新技術の開発、市場開拓、公害防止など教育・研修情報提供を行うこと。
16. 城周辺公園の使用許可は、半年前から予約できるよう改善すること。
17. 国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」をいかした観光政策を全国・世界に発信し、市民主役で魅力ある地域づくりをすすめること。
 - ① 姫路城を核とし、書写山円教寺、雪彦山など特色ある文化・歴史遺産をはじめ瀬戸内海国立公園に位置する家島諸島など豊かな自然景観や歴史・文化を生かした観光政策をうち出すとともに地域の特産品と食を生かした観光振興をすすめること。
 - ② 姫路城周辺は、お城と一体感のある城下町観光ゾーンと位置づけ、大手前通りの景観整備を推進するとともに、特産品や民芸品店を支援する等、観光推進、まちづくり、商業振興を図ること。
 - ③ 観光客の誘致や「おもてなし」のため、案内機能充実・道路標識の改善・景観の整備・清掃美化をはかること。
18. 姫路城改修による観光客の減少対策として、民間の取り組みとの連携、新たな観光ルートのPR、公聴の充実など積極的な対応を行うこと。
19. 動物園の移転にあたっては十分な市民論議をふまえて進めること。
20. 生産拡大への助成措置を一律に削減・禁止している条項を削除し、WTO農業協定を根本から見直すよう国に求めること。例外ない関税撤廃が原則であるTPP（環太平洋連携協定）に参加すれば地域農業や農地利用に致命的な影響を与える。日豪EPA（経済連携協定）も畜産や畑作物等に甚大な打撃を与

えるのは必至である。TPP・EPA 参加を断念させ、地域の農林水産漁業を守るよう国に強く求めること。

21. 農家への戸別補償制度は全国一律とせず、地域の実情に応じた米価を設定し、生産を続けられる米価対策を国・県に要求すること。

22. 減反政策の大幅緩和・見直しを求め、強権的な割り当ての押しつけに反対し、農家の自主性を尊重すること。また、復田経費に対する補助については大幅に増やすこと。

23. 農協の主事業を「金融」「信用」重点から農協本来の使命である「営農指導」重点にきりかえるよう指導の転換をはかること。

24. 市として農業の振興をはかるため次の施策に取り組むこと。

- ① 若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などをおこなうこと。
- ② 地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産地を支援すること。
- ③ 遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。
- ④ 市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。

25. 鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策を行うこと。

26. 森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を行うこと。

- ① 森林整備に不可欠な林道・作業道整備を推進すること。
- ② 適切な間伐と間伐材の活用策をはかること。
- ③ 森林整備を新たな産業、雇用創出事業として位置づけること。

27. 瀬戸内海を漁場にもつ市として、藻場の育成、磯浜復元などをすすめること。

28. 栽培漁業センターを強化し、漁業組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。

29. 海産物の直販施設「海の駅」などを組み合わせ、海産物の振興をはかるウォーターフロント計画等、地元漁業組合と協議し、支援すること。
30. 農林漁業に対する台風、集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充すること。
31. 瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てをおこなわないよう県に求めること。
32. 誰でも気軽に親しめるふれあいの場として、海水浴場の整備など、海岸線の保全と整備を行なうこと。

都 市 局

1. 便利なところに市営住宅を建設し、国庫補助を大幅に増やすよう要求すること。希望する単身者が入居できるよう改善すること。
2. 高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。民間住宅の借り上げもふくめ対処すること。
3. 市営住宅について以下の対策を講じること。
 - ① 老朽化した市営住宅については順次建てかえること。
 - ② 空き室の改修を急ぎ、入居待機者を減少すること。
 - ③ 台所の流し台・風呂場・トイレなど室内設備については、県と同様、耐用年数の基準を設け、順次とりかえること。
 - ④ 老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
 - ⑤ 家賃減免制度の拡充をはかり、手続きを簡素化すること。
 - ⑥ 入居者が必要とする駐車場を確保すること。
 - ⑦ 申し込みについては、市の出先機関で受付できるよう改善すること。
4. 特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、すべて公営住宅課でおこなうこと。
5. 地球温暖化・高齢化社会に対応するため、総合交通計画に基づいて公共交通の利便性を高めるためパークアンドライドシステム、コミュニティバス等小規模でも可能なところから拡充・推進すること。
6. 播但線の電化後の利便性向上のため、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善をはかること。
7. JRの高架駅（野里駅・京口）山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベーターの設置、各駅の有人化と接続時間の短縮（網干～飾磨線）、自転車もちこみ時間帯導入などの乗客サービス向上のため施策の拡充を要求すること。
8. すべての公共施設は高齢者・障害者が利用しやすいようにバリアフリー化

- し、エレベーター、多機能トイレなどを設置すること。
9. 住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。
 10. 税金のムダ遣い・CO2排出量の増加となる「播磨臨海地域道路網」構想の推進は、止めること。
 11. 新北駅前広場の整備にあわせ、大手前通りの看板の規制を行い景観に配慮した街づくりを進めること。
 12. 地域住民が街づくり計画について話し合える総合窓口をつくとともに、市民の参画と協働のまちづくりを進めるために、「まちづくり条例」を制定すること。
 13. 都市計画、再開発、区画整理事業など、街づくりの基本は、住民参加と合意であり、計画段階から住民に公表し、参加と合意のもとですすめること。特に排水路の確保など水害対策を行うよう指導すること。
 14. 住宅リフォーム助成制度の創設、戸建て住宅耐震化の拡充をすすめること。
 15. 公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。
 16. 都市の豊かな緑を守るため、「生産緑地制度」を導入すること

建設局

1. 国道250号線及び312号線の渋滞解消のために、抜本的対策をおこなうよう県に求めるとともに必要な生活道路を整備すること。
2. 県道太子御津線・大江島太子線、市道鹿谷田線、網干17号線の道路整備をおこなうこと。都市計画道路城北線、都市計画道路龍野線、宮田線、夢前川右岸線を早期に実現させること。
3. 新市建設計画に基づき道路整備を促進すること。
4. 車イスが充分通れる幅をもつ歩道をつくとともに段差解消など、誰もが安心して歩けるまちづくりをすすめること。
5. 自転車専用道路の整備を推進すること。
6. 住民の安全安心のため、側溝のふたかけ・街路灯・カーブミラー等の整備を行うこと。歩道の確保のため、側溝のフタ掛けなど整備を行うこと。
7. JRと山電の各駅及び公共施設に、駐輪場・レンタサイクルを設置し、自転車対策をすすめること。
8. 駅前の買い物客用の駐輪場を確保し、違法駐輪への対策を行うこと。
9. 都市計画の公園整備が遅れている地区（旭陽校区等）について早期に整備を進めること。
10. 手柄山中央公園を平和公園に名称変更し、市内外に平和を発信すること。
11. 公園の遊具・砂場の管理を徹底し、除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備をはかり、あわせて公園管理費の見直しを行なうこと。
12. 浜手緑地公園の整備をはかり、木の枝払いや清掃は、実態に応じて回数を増やすこと。ベンチや備品の修理と増配備をおこなうこと。
13. 垣内公園の周辺道路の整備を早急に実現すること。
14. 夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狭隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急

に整備・改善を行うこと。

15. 低水護岸の設置など、河川公園の管理体制の抜本的な改善をはかること。
16. 市内の公共コンクリート構造物施設、とくに1960年代以降の建設物を調査し、安全対策をおこなうこと。
17. 河川のり面や市管理地の除草を年2回以上すること。
18. 旧J Rの飾磨港線跡地の利用計画を明確にし、地元住民に十分な説明をおこなない推進すること。
19. 外堀川運河公園周辺の地形変状については、引き続き継続調査を行うこと。

下水道局

1. 下水道整備計画を推進し、快適な住環境をつくること。
2. 下水道料金の値上げはおこなわないこと。また、基本料金の設定にあたっては基本水量を引き下げること。
3. 旧市街地、及び飾磨地域など下水道は、早期に合流式から分流式に切り替えること。
4. 下水道管内を定期的に点検し、ヘドロ浚渫など点検体制を強化すること。
5. 皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業にくみ入れた国・県の責任は重大である。
皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。
6. 市内の2級河川、準用河川、普通河川ならびに排水路の全面整備及び改修を急ぐこと。
排水路の地元負担については実態にもとづいて軽減すること。
7. 河川排水ポンプ場の施設整備（蟠洞川・揖保川第4ポンプ場など）を行うこと。また、無停電装置を設置するなど、停電対策を促進すること。
8. 集中豪雨による市内各地の水害防止・浸水対策を講じること。
 - ① 浸水地域をきちんと把握し、計画的に改善をはかること。
 - ② 市川など堤防が低い部分については、堤防のかさ上げを行うよう県に要望すること。
 - ③ 浸水対策のため、土砂の浚渫工事を進めること。
9. 市内各河川の管理を強め、プレジャーボートなどの不法繫留をなくすこと。
10. 播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期におこなうよう県に求めること。
11. 網干の地域に揖保川について学べるよう施設をつくり、川について理解を深める場所となるよう国に働きかけること。

姫路駅周辺整備本部

1. 姫路市都心部まちづくり構想、キャスティー 21、駅ビル建て替え、JR 市之郷新駅構想にあたっては、徹底した情報公開と市民参画で進めること。

また 21 世紀にふさわしい福祉・教育を基本にしたまちづくり、中心商店街、地下街、駅西地区などと連携したまちづくりをすすめること。

2. 新北駅前広場整備にあたっては、関係団体や市民等の意見を取り入れ、姫路城とマッチし、西播磨の玄関口にふさわしい広場となるよう整備すること。

3. 南駅前広場の整備にあたっては問題点を明確にし、関係団体や市民の意見を取り入れ、新北駅前広場と一体感のある整備を行なうこと。

4. 駅南土地区画整理事業は情報公開を徹底し、住民の知恵と合意・納得のもとで進めること。

水 道 局

1. 市民に安価で良質な水を確保するため、水道事業の独立採算制を廃止して水源開発にたいする大幅な国庫補助など水道法の民主的改正を要求すること。
2. 水道料金の値上げを行わないこと。また、基本料金の設定に当たっては、基本水量を引き下げること。
3. 県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討を要求し、二部料金制の撤回を県に求めること。
4. 市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
5. すべての水道管の維持補修・耐震化をすすめること。
6. 公道なみの私道にも配水管網の敷設設備をおこなうこと。
7. 公衆浴場向けの水道料金を大幅に引き下げること。
8. 高層住宅水道の検針と料金徴収については、新制度に基づき早急に全市で改善をはかること。また、マンションなどの各戸メーター取り替えについて助成の増額を行なうこと。
9. 高台・高層住宅建設地周辺地域等の水圧調査を行ない、水圧確保につとめること。
10. 工業用水に関する契約水量の見直しを求め、余剰の利水権を市民向けに返還するよう国、県に要求すること。
11. 新日鉄・ダイセル・日触等のトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保をはかること。
12. 河川法に基づく許可取水量申請を県に行うとともに、地下水源の調査を全市的に行ない自己水源の確保につとめること。
13. ビルや事務所のトイレ、冷房などの雑用水は、雨水や下水の再生水の使用

に切り替えるなど、水の浪費をやめること。

消 防 局

1. 県下有数の危険物集中地帯である姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化をはかること。
2. 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、科学的な専門職員の増員をはかること。
3. 救急搬送体制の改善強化をはかること。
4. 県下有数の危険物集積地の震災対策を抜本的に見なおすこと。
5. 震災時の即応体制を確立するため消防力の充実に努めること。とくに耐震性地下水槽の設置を計画的にすすめること。
6. 石油タンクの耐震基準の法改正にともなう改修については、早急に実施すること。
7. 消防団員の出勤手当の増額をふくめ処遇の改善充実に努めること。

教 育 委 員 会

1. 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担削減をやめるよう国に求めること。
2. 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育をすすめること。
3. 子どもと教育の荒廃の主な原因である過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育条件を整えること。
4. 全国学力テストの廃止を国に求め、本市では実施しないこと。また、テスト結果は公表しないこと。
5. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対におこなわないこと。
6. 歴史的事実を歪曲する教科書や基本的人権より国家秩序を優先する教科書は今後とも採択しないこと。
7. 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見が十分反映できるような民主的制度に改善し、会議は公開すること。
8. 人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇する人権教育推進事業や「校区人権教育」等を廃止すること。
9. 教育行政の推進にあたっては、情報を十分公開し、現場・保護者・市民等の議論を保障し、納得と合意のうえ進めること。とりわけ小中一貫教育や学校の統廃合の実施にあたっては、現場・保護者・地域住民の議論と合意に基づいておこなうこと。
10. いじめ・暴力・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守り、学力・体力の保障、人権・人格の尊重のために三十人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。当面、市の責任で小学校高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配すること。
11. 高校の格差を助長する「学区拡大」は行わず、「複数志願制」「総合学科」「特色科の推進」を廃止するよう県に求めること。また、高等学校の統廃合や

学級減をおこなわず、学校格差解消をはかる入試制度への改善をめざし、市独自の検討委員会を設置し市民論議をすすめること。

12. 大学生等奨学貸付金制度の枠の拡充をはかり、専門学校生も対象にすること。
13. 削減された要保護世帯の就学援助は国基準にもどすこと。
14. 調理員、用務員を国基準にもとづいて増員すること。市費負担の事務職員を配置すること。定員内臨時教員を正規教員に改善すること。また臨時教職員の待遇を正規職員並みに改善すること。
15. 希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。すべての特別支援学級・障害児に市費介助員を配置し、増員すること。プール指導介助員の待遇改善をおこなうこと。
16. 学級担任は正規職員が持つよう人員を確保すること。
17. 水泳指導の安全と充実のために、市費の補助員を配置すること。
18. 書写養護学校について次の改善をはかること。
 - ① 児童・生徒の重度重複化に伴い、実態にあった教諭・介助員・看護師の増配置を行うこと。
 - ② 重度障害児がバス通学できるよう、看護師を添乗させること。
19. 施設費・需用費・教材費を大幅に増額にし、学校間の格差をなくすこと。国基準を公表し、市独自でも基準を設定すること。特に傷みのひどい机・椅子は早急に改善をはかること。
20. 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させる立場から市内間伐材を利用し、木製の机・いすを小学校一年から順次実施すること。
21. 全校に太陽光発電を取り入れ、すべての教室に空調設備の設置を進めること。
各階に男女別トイレを完備すること。
22. 現行耐震基準が制定された1981年以前に建築された、全小中学校の耐震化、老朽化対策を早急に進めること。
23. 各校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進

すること。特に障害児の在籍する学校には早急に対応すること。

24. 中学校部活動に対する公費負担の基準を引き上げ、父母負担を軽減すること。
25. 小中学校のクラブ・部活動の指導にあたっては、顧問確保のため外部講師制度を充実し、待遇改善をはかること。
26. いじめ・不登校・ひきこもり・校内暴力等の原因究明とともに、子どもと家庭を支援する相談体制や施策を充実すること。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールアシスタントの増配置をおこなうこと。
27. 男女別の教職員用更衣室・休養室、印刷室などの施設を整備すること。
28. 小学校給食は地産地消の自校方式を推進し、拠点化及び民間委託は行なわないこと。
29. 中学校給食は生徒・保護者の声を聞き、利用率が上がるよう改善をはかるとともに全員給食の導入を図ること。
30. 現存の市立幼稚園については存続し、3年保育や完全給食を行うこと。
31. 小学校の自然学校や中学校の自然教室を強制せず、各学校の自主的な運営・計画を保障すること。また、実施学年、日程、実施場所にかかわらず、すべての野外活動に市費の補助をおこなうこと。
32. 新型インフルエンザで修学旅行が実施できない場合、キャンセル料は保護者負担でなく市費で負担すること。
33. 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目をふやすなど健診内容の充実をはかり、教職員が安心して働ける条件整備をおこなうこと。
34. 教職員の療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
35. 教育委員会の責任で、全教職員名簿を作ること。
36. 学校図書費を増額するとともに、蔵書を充実し、市費で専任の職員を配置すること。
37. 中央図書館および分館の機能を充実させ、図書購入費をふやし図書館司書などの専門職員の増員をおこなうこと。分館の職員を増員して一人配置をな

くすこと。

38. 青少年センターの運営・企画にあたっては、中・高校生などの参画をはかり、青少年の居場所と自主的活動の拠点施設として充実させるとともに分室等拡充をはかること。
39. 古文書の整備と保管・公開のあり方は一極集中ではなく地域型と併用ですめること。
40. 市立高等学校の人事交流は県立高校も含め積極的に推進すること。

監 査 事 務 局

1. 包括外部監査を含む監査体制を充実し、議会選出の監査委員は1名にし、外部からの専門家を増やすこと。